

## ○死体取扱要領の制定について（例規通達）

平成 26 年 3 月 10 日

群本例規第 18 号（搜一）警察本部長

この度、別添のとおり死体取扱要領を制定したので、その運営の適正を期せられたい。  
なお、死体取扱要領の制定について（昭和 42 年群本例規第 1 号）及び承諾解剖運用要綱の制定について（平成 5 年群本例規第 11 号）は、廃止する。

### 別添

#### 死体取扱要領

##### 1 根拠

死体の取扱いについては、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号。以下「死因身元調査法」という。）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）、死体取扱規則（平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号）その他関係法令及び犯罪捜査に関する訓令（昭和 37 年群馬県警察本部訓令甲第 1 号。以下「検査訓令」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

##### 2 検視官の死体取扱いについての任務

- (1) 刑事訴訟法第 229 条第 2 項に定める代行検視については、原則として、検視官（刑事部捜査第一課検視官室の室長及び検視官をいう。以下同じ。）が行うものとする。  
ただし、検視官は、その状況により自ら行う必要がないと認めた場合は、これを所轄警察署の司法警察員に行わせることができる。
- (2) 死因身元調査法第 4 条第 2 項に定める「犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。）を除く」に該当するか否かの認定は、警察署長（以下「署長」という。）が行うものであるが、検視官は、その認定に誤りのないよう死体発見報告の内容を検討しなければならない。この場合において、死因に不審と認められる点があるときは、検視官は、自ら臨場して死体調査を行い、その究明に努めなければならない。
- (3) 検視官は、司法警察職員が死体事案について検証を行う場合において、必要があると認めたときは、自らその死体について観察し、又は必要に応じて自ら司法警察員として検証を行うものとする。
- (4) 検視官は、積極的に現場臨場し、死体解剖の要否についての検討と助言を行うものとする。
- (5) 検視官は、刑事訴訟法第 225 条第 1 項の規定による鑑定人の行う死体解剖について必要があると認めた場合は、これに立ち会うものとする。
- (6) 前記(1)から(5)までに定めるもののほか、検視官は、検視官において処理することが適當と認められる死体に関する事務を行うものとする。

### 3 検視官の服務心得

- (1) 検視官は、死体取扱いに関する任務を遂行するに当たっては、法医学上の知識・経験及び捜査上の知識・経験を十分活用するとともに、常に死体の観察及び死因の究明に必要な知識の修得に努めなければならない。
- (2) 検視官は、変死体若しくは死体の発見報告があった場合又は自ら死体調査、代行検視若しくは検証（観察を含む。）を行った場合は、警察本部長（以下「本部長」という。）又は署長に対し、死因及び自・他殺の判断その他捜査上必要な意見を述べ、その捜査及び処理に誤りのないよう努めなければならない。
- (3) 検視官は、死体調査、代行検視若しくは検証（観察を含む。）を行い、又は死体解剖に立ち会った事案については、その結果を変死体（死体）検視・調査報告書（別記様式第1号）により本部長に報告しなければならない。

### 4 警察署長の処理事項

- (1) 署長は、死体事案が発生した場合において、その死体について検視又は死体調査のいずれにより処理すべきか明らかでないときは、原状を保存するとともに、速やかにその状況を本部長に報告し、検視官の派遣を要請しなければならない。
- (2) 署長は、代行検視、検証又は死体解剖を要する事案が発生した場合は、速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。
- (3) 署長は、死体事案が発生した場合は、捜査訓令第92条の規定に基づき、変死体（死体）発見報告を本部長に対して速やかに行わなければならない。この場合において、検視官は、綿密・適正な検討ができるよう死体の位置、姿勢、創傷その他の変異、現場の模様等の詳細を明らかにしなければならない。

### 5 死因調査解剖の運用要領

- (1) 署長は、変死体等の検視等を行ったもののうち、事件性が否定され、かつ、医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認める場合は、死因身元調査法第6条第1項の規定による解剖（以下「死因調査解剖」という。）を実施するものとする。
- (2) 死因調査解剖を実施しようとする署長は、死因身元調査法第6条第2項の規定による遺族への説明を行うとともに、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第7条の規定による解剖の承諾の有無について、確認するものとする。この場合において、遺族の承諾があったときは、遺族から解剖承諾書（別記様式第2号）を徴するものとする。
- (3) 署長は、死因身元調査法第6条第3項の規定による解剖の委託をする場合は、あらかじめ、解剖施設、解剖医及び解剖日時について、刑事部捜査第一課長の指定を受けた後、解剖委託書（別記様式第3号）により行うものとする。この場合において、遺族の承諾があったときは、解剖承諾書を添えるものとする。
- (4) 署長は、死因調査解剖を委託した場合は、解剖終了後、速やかに、解剖委託書の写しを刑事部捜査第一課長に送付するものとする。この場合において、死体解剖に係る遺族の承諾があったときは、解剖承諾書の写しを添えるものとする。
- (5) 死因調査解剖に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - ア 死因調査解剖は、署長が取扱死体について、解剖の必要性を判断の上、行うもの

であり、医師や遺族の要望で行う死体解剖は、死因調査解剖に当たらないことから、死体解剖保存法に基づく死体解剖となること。

イ 死因調査解剖中に犯罪に起因する疑いを認知したときは、直ちに、司法解剖の手続を執ること。